

令和 7 年 1 2 月
愛荘町議会定例会
議案説明資料

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

●議案第62号

愛荘町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定理由

令和6年6月に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、保育所等を利用していない0歳6か月～3歳未満の子どもが、保護者の就労状況にかかわらず、柔軟に利用できる「子ども誰でも通園制度」が創設された。

この制度は、児童福祉法上では「乳児等通園支援事業」とされ、事業を実施するためには、国が定める設備や運営に関する基準を踏まえ、市町村が条例でその内容を定める必要があることから、愛荘町においては、この制度の導入にあたり、国の示す基準と同じ内容で条例を制定することとする。

愛荘町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の要旨

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

第1節 通則（第5条—第19条）

第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）

第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

施行期日

令和8年4月1日

●議案第63号

愛荘町保育園条例の一部を改正する理由

令和8年4月1日より全国で実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、愛荘町では町立つくし保育園で実施を予定しており、事業の利用料について条例に新たに明記するもの。

愛荘町保育園条例の一部を改正する要旨

令和8年4月1日より全国で実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）にかかる利用料について、第6条の次に次の1条を加えるもの。

（乳児等通園支援事業利用料）

第7条 法第34条の15第1項の規定による乳児等通園支援事業を利用する保護者は、町長が指定する期日までに利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、1日5,000円を限度とし規則で定める。

上記の追加により、現行の第7条を第8条とし、第8条を第9条とする。

施行期日

令和8年4月1日

愛荘町保育園条例（平成18年愛荘町条例第107号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（保育料および利用料の減免）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業利用料）</u></p> <p><u>第7条 法第34条の15第1項の規定による乳児等通園支援事業を利用する保護者は、町長が指定する期日までに利用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の利用料の額は、1日5,000円を限度とし規則で定める。</u></p> <p>（保育料および利用料の減免）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第9条</u> （略）</p>

●議案第64号

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する理由

令和7年9月10日公布の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）および令和7年9月16日公布の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、同基準の規定を参照して定めている「愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」について、同基準と同様の改正を行う。

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する要旨

（地域限定保育士の一般制度化に伴う改正）

地域限定保育士の一般制度化に伴い、地域限定保育士試験実施の認定を受けた地方公共団体（都道府県または指定都市）の区域内にある事業所については、職員配置基準に関し、当該区域に係る地域限定保育士を保育士と同等に扱うことを可能とする。

（児童福祉法第33条の10の引用改正）

虐待対応の強化に係る児童福祉法等の改正に伴い、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項および第3項が新設されたため、同法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改める。

（乳幼児健診による健康診断の代替を可とする改正）

母子健康法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わぬことができることとする。この場合において、保育所等の長等は、その乳幼児の健康診査の結果を把握しなければならない。

施行期日

公布の日

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年愛荘町条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）		
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児および職員の健康診断)</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></p> <p>_____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児および職員の健康診断)</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部または一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td> <td style="padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td> </tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>		

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年愛荘町条例第22号)新旧対照表

	<p>乳幼児に対する健康診査</p> <p>利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断または臨時 の健康診断</p>
3・4 (略) (職員)	
第22条 (略)	
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士 _____ _____ _____ または保育士と同等以上の知識および経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	3・4 (略) (職員)
(1)・(2) (略)	
3 (略) (職員)	
第28条 小規模保育事業所A型には、保育士 _____ _____,嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型または第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	第28条 小規模保育事業所A型には、保育士 （地域限定保育士を含む。 次項において同じ。） 、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型または第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第30条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士_____

その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型または第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第43条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____

、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所または第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第46条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以

2・3 (略)

(職員)

第30条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型または第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第43条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所または第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第46条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以

下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、
保育士_____

その他保育に従事する職員として町長
が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を
含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱
託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部
を委託する小規模型事業所内保育事業所または第16条第1項の規定
により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあ
っては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、
保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に
従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事そ
の他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育
従事者」という。)、嘱託医および調理員を置かなければならない。
ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所または
第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型
事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

●議案第65号

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する理由

令和7年9月10日公布の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、同基準の規定を参照して定めている「愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」について、同基準と同様の改正を行う。

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する要旨

（児童福祉法第33条の10の引用改正）

虐待対応の強化に係る児童福祉法等の改正に伴い、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項および第3項が新設されたため、同法第33条の10の引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改める。

（その他所要の改正）

内閣府令第65号改正により第26条「懲戒に係る権限の濫用禁止」を削除し、条の繰り上げを行ったことによる引用法令条項のズれについて改める。

施行期日

公布の日

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年愛荘町条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どももの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号および次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どももの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならぬ。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあって</u></p>

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年愛荘町条例第23号)新旧対照表

_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(記録の整備)

第33条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(特定教育・保育施設等との連携)

第41条 (略)

2～8 (略)

9 事業所内保育事業 (第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連

は学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(記録の整備)

第33条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(特定教育・保育施設等との連携)

第41条 (略)

2～8 (略)

9 事業所内保育事業 (第36条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連

<p>携施設の確保に当たって、同項第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>10・11 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第30条第2項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第32条第3項</u>の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学</p>	<p>携施設の確保に当たって、同項第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>10・11 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第29条第2項</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第31条第3項</u>の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学</p>
--	--

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、
第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項）を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号または同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。) の総数が、
第36条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第39条第2項）を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号または同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申

込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第51条（略）

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の

込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第51条（略）

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第36条第2項の規定により定められた利用定員の

総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（電磁的記録等）

第52条（略）

2～5（略）

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面

総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（電磁的記録等）

第52条（略）

2～5（略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面

等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第5項」とあるのは「第6項において準用する第5項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、

等の交付または提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付または提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項 中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第36条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第41条第1項本文の規定にかかわらず、

この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

●議案第66号

愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する理由

令和7年9月10日公布の児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）による改正（令和7年10月1日施行）で、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたことに伴い、従来の同条の規定を引用する場合には「第33条の10第1項」と表記する必要が生じたこと、また従来、国家戦略特別区域に限って認められていた地域限定保育士を一般制度化することに伴い改正を行うもの。

愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する要旨

地域限定保育士を一般制度化することに伴い、第10条第4項第1号中「保育士」の次に「（滋賀県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を加えるものとし、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されることに伴い、第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものとする。

施行期日

公布の日

愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年愛荘町条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 _____ _____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>（滋賀県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）</u>の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

●議案第67号

子ども・子育て会議条例の一部を改正する理由

子ども・子育て会議については、今まで子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画や特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に関するものの調査、審議を行ってきた。令和5年4月に施行されたこども基本法および、令和7年10月に改正された児童福祉法により、「こども計画」に定める「こども施策」についての審議、市町が所管となる地域保育事業、放課後児童健全育成事業等による虐待通告に伴う調査審議を行う必要があることから、会議の設置や所掌事項等を各法の条項に基づくものと改正するもの。

なお、今までの所掌事項については、改正後の第2項により網羅できるものである。

子ども・子育て会議条例の一部を改正する要旨

会議の設置にかかる引用について、今までの「子ども・子育て支援法」のほか、新たに「こども基本法」、「児童福祉法」を加えることとし、第2条の会議の所掌事項については、それぞれの3法の所掌事項を引用するものとして改正を行い、その他として町長が必要と認める事項についても調査審議できるものとする。

施行期日

公布の日

愛荘町子ども・子育て会議条例（平成25年愛荘町条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条</u> <u>の規定に基づき、愛荘町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>子ども・子育て会議</u>は、<u>町長の諮間に応じ、次に掲げる事項に關し調査審議する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>子ども・子育て支援事業計画に關すること</u> (2) <u>子ども・子育て支援に關する施策の総合的かつ計画的な推進に關し必要な事項および当該施策の実施状況に關すること。</u> (3) <u>特定教育・保育施設に關すること</u> (4) <u>特定地域型保育事業に關すること</u> 	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、愛荘町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>こども基本法第2条第2項に掲げるこども施策に係る事務の実施に係る協議および連絡調整を行うこと。</u> (2) <u>子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</u> (3) <u>児童福祉法第8条第3項に掲げる事項について調査審議すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に關し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。</u>

財産の取得につき議決を求めることについて

- 1 取得の目的 令和 7 年度
愛荘町児童・生徒用 1 人 1 台端末等購入業務
- 2 取得の方法 隨意契約
- 3 取得金額 金 176,499,400 円 (消費税および地方消費税込み)
- 4 納入場所 愛荘町立小中学校 (6 校)
- 5 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日 (金)
- 6 取得物品の内容 **端末** iPad 2, 200 台
MDM (モバイルデバイス管理)、キーボード一体ケース、タッチペン、保護フィルム、ファイリングソフト、
端末管理ソフト
端末と一体的に整備するソフトウェア
事業支援ソフト、学習支援ソフト
- 7 取得の相手方
住 所 滋賀県大津市におの浜三丁目 4 番 34 号
氏 名 株式会社ウチダビジネスソリューションズ
代表取締役 田仲 元博